平成３０年（フ）第３６４９号
東京都大田区久が原５丁目４―21―404
債務者　清水　由佳
1　決定年月日時　平成30年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月31日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月31日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第３６５６号
東京都墨田区文花３―19―６ふるさとせせらぎ館、住民票上の住所埼玉県日高市大字下鹿山494　こま川団地　２街区15棟504
債務者　加藤　豊
1　決定年月日時　平成30年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月31日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月31日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第３６６２号
東京都大田区大森西３丁目30―６―307
債務者　井上　明
1　決定年月日時　平成30年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月31日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月31日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第３６６５号
東京都足立区新田３丁目29―１―1407
債務者　工藤　優佳（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成30年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月31日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月31日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第３６６６号
東京都八王子市長房町588　長房アパート西11―210
債務者　五十棲　香
1　決定年月日時　平成30年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月31日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月31日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第３６６７号
千葉県白井市冨士297―２―107
債務者　笹川真梨子
1　決定年月日時　平成30年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月31日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月31日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第３６７１号
東京都品川区勝島１丁目９―11
債務者　名嘉　正馬
1　決定年月日時　平成30年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月31日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月31日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

破産手続廃止

平成２９年（フ）第２７１号
埼玉県熊谷市上之1765番地20
破産者　山口　榮二
1　決定年月日　平成30年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２９年（フ）第６０９号
埼玉県桶川市西２丁目９番17号
破産者　埼玉運輸機工株式会社
1　決定年月日　平成30年５月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第３号
千葉県東金市砂古瀬514番地６　イズ華瀬Ａ―201
破産者　西　政行
1　決定年月日　平成30年５月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成３０年（フ）第１０７号
広島市中区八丁堀12番15―302号
破産者　株式会社エクソア
1　決定年月日　平成30年５月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１４号
北海道紋別郡遠軽町大通北７丁目１番１号
破産者　株式会社共大
1　決定年月日　平成30年５月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２９年（フ）第１３０４号
東京都青梅市東青梅５丁目10番地の21グローリィ東青梅301、破産手続開始決定時の住所東京都青梅市新町４丁目14番地の12レオパレス新町Ａ204
破産者　梅原健太郎
1　決定年月日　平成30年５月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第２３６号
東京都国立市青柳１丁目12番地の１オアシスらんど国立309
破産者　平山　俊雄
1　決定年月日　平成30年５月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第２３７号
埼玉県本庄市児玉町共栄360番地１有料老人ホームクローバー
破産者　平山けさ子
1　決定年月日　平成30年５月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第２２号
神奈川県横須賀市衣笠栄町１丁目65番地
破産者　有限会社久野屋商店
1　決定年月日　平成30年５月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所横須賀支部